

令和4年6月2日

公益社団法人 全日本不動産協会 御中

一般財団法人 不動産適正取引推進機構

第117回 講演会（オンデマンド配信）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当機構の業務につきましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり講演会を開催することいたしました。多くの皆様に聴講いただきたくご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防の観点から、オンデマンドで配信しますので、聴講者様はPC・スマートフォンでの聴講となります。

敬具

記

1. 演 題 第一部「宅建業法改正による書面の電子化開始とIT重説の運用について」

第二部「デジタル改革関連法による法律の押印・書面手続の見直し」
令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（デジタル社会形成整備法）」において、行政手続・民間手続についての押印不要化、民間手続における書面交付等について電磁的方法によることを可能とする見直しが行われ、整備法施行に伴い、宅地建物取引業法の改正規定を含むその一部政令が令和4年5月18日施行されました。

本講演第一部では、宅地建物取引業法政省令等の改正の概要・注意点および昨年度より全面実施されているIT重説の活用について国土交通省 不動産・建設経済局不動産課 不動産政策企画官 金子佐和子氏より解説をいただきます。（講演時間 約45分）

また、第二部では、講演一部での解説を踏まえて不動産取引における電子化で何が変わるのか、宅地建物取引業法のみならず、民法・借地借家法における改正点、実務上検討すべき事項等について具体的な内容を弁護士の江口正夫氏よりお話しいただきます。（講演時間 約45分 合計約90分）

2. 講 師 国土交通省・建設経済局不動産課 不動産政策企画官 金子佐和子氏
海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏

3. 配信期間 令和4年7月4日（月）～令和4年7月29日（金）

4. 聴講方法 新型コロナウイルス感染予防の観点から、オンデマンドで配信しますので、受講者様はPC・スマートフォンでの聴講となります。

5. 聴講料 5,500円/1名 *消費税込です。
但し、貴協会役職員の方が聴講される場合には、1名まで無料で聴講いただけます。

6. 申込期限 令和4年7月14日（木）
但し、定員（200名）になり次第締め切らせていただきます。

7. 申込方法

(1) 当機構ホームページの「講演会のご案内」から「講演会インターネット申込（一般の方）」をクリックし、必要事項をご入力の上、送信してください。無料分は、「講演会インターネット申込（賛助会員）」をクリックして、必要事項をご入力の上、送信してください。

(2) 申込みが確認できましたら、当方から聴講料の請求書を郵送しますので、下記口座にお振込みください。

（請求書ご不要の方は、速やかにお振込みください）

「一般財団法人 不動産適正取引推進機構 収益事業口」

ゆうちょ銀行 〇一九（ゼロイチキュウ）店 当座 0024488

みずほ銀行 新橋支店 普通 1709326

三菱UFJ銀行 本店 普通 7645737

三井住友銀行 東京公務部 普通 0160658

お振込みは令和4年7月15日（金）までにお願ひいたします（振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします）。

(3) 聴講用URLは、お振込みの確認次第、令和4年6月27日（月）以降メールにてお送りします。

8. オンデマンド聴講でのご留意事項

(1) お申込み前に、講演会聴講に利用するPC・スマートフォンから当機構ホームページの「講演会のご案内」に掲載している「視聴環境チェックサイト」にアクセスいただき、音声と動画が正常に受信できるかをご確認願ひます。

(2) 聴講用URLはご本人様のみ有効になります。第三者への貸与、譲渡、コピーは一切禁止です。

(3) アクセスが集中し視聴できない場合、日時を変えて視聴ください。

(4) 講演資料は、後日講演前にダウンロード・印刷してください。

その他、詳細につきましては、聴講料お振込みの確認後、メールにてご案内いたします。

以上